

## 第2回土岐市人権施策推進指針策定委員会 議事録（要約）

日 時：令和3年1月19日（火）13:52～16:10

会 場：土岐市役所大会議室 2A

出席者：香川知明、加藤泰幸、木下高士、小島真人、近藤眞庸、出口満知子、永井義典、  
（敬称略）本田直也、三輪やよい、山田明男

事務局：地域振興部長、まちづくり推進課長、課長補佐、係長

- 事務局 | これより、第2回土岐市人権施策推進指針策定委員会を開催する。
- 委員長 | 前回から年を過ぎ、緊張感が走る中での開催となったが、素案の取りまとめについてご協力をお願いしたい。
- 委員長 | 議題1 土岐市人権施策推進指針素案について
- 委員長 | 人権施策推進指針の素案について、多数の人権分野が記載されているため、まとめてではなく、3項目程度に区切って事務局の説明を受け、意見を伺うよう進行させていただきます。特に各委員の活動分野においては積極的に意見ををお願いしたい。
- 事務局 | 資料1「土岐市人権施策推進指針について」説明
- 委員 | 記載順について、関心度の高い順という説明であったが、アンケートは市民2,000人に対して半数以下の回答であり、その意見で決めてしまうのはいかがか。また、現在はコロナ禍ということで関心が高いが、今後は関心が薄らいでいくのではないか。10年間の指針であるため、その時点の関心度ではなく、重要度、法務省から出されている順番にするべきではないか。
- 委員 | もう一点、その他の人権としてまとめられているが、「その他」というのはその関係者に対して、軽く思われるのではないか。他自治体では「さまざまな人権問題」などとされている。最低でもその他とするのであれば、目次の中にはそれぞれの項目を記載すべき。
- 委員 | この委員会をはじめ、分かりにくいという印象があるので、なるべく市民に丁寧な説明で分かりやすい形にしていきたい。
- 委員 | 市民意識調査では同和問題は下から2番目であるが、これはこの地域に同和地区がないということだけで、人々の中の精神的なものの中には根強く残っているものである。同和問題は、日本人としての危急の問題であるとされており、市民意識の順に並べるといえるのはいかがか。
- 委員長 | 記載順について、市民の意識の順とされた理由は何か。
- 事務局 | 一般的に、いくつかの項目があった場合、自分の関心の高いものから目がいくと思われるため、関心が高い順・目につきやすい順とした。また、人により関心が違うという指摘や、感染症については新型コロナの影響で関心が高まっているということもあるが、市民意識を基にこの指針を策定するという観点で、市民意識の結果を尊重すべきと考え、関心の高い順としている。
- 委員長 | 多様な意見があると思われるが、順番を変えることは可能か。
- 事務局 | 可能である。

委員長 | それでは、記載順についてはしっかりと検討いただき、「その他」の表記等についても今回の意見を踏まえ、もう一度検討いただきたい。

事務局 | 素案第1章について説明

委員 | 推進期間について、これだけ状況の変化が激しいときに、10年というのは長すぎるのではないか。新型コロナの問題においても2～3年のインターバルになると思われる。5年程度に短くすべきではないか。

委員 | 基本理念のところで、基本的な方向性が4点記載されているが、「まちづくり」や「共生社会の実現」等の表現がされている。基本理念は「まちづくり」となっており、すべて「まちづくり」に統一したほうが、よりアピールできるのではないか。

委員長 | 年号の表記を和暦でされているが、「昭和」というと今の学生の世代はいつのことか分かりづらい。イメージできないのは困るため、西暦を併記することも検討いただきたい。なお、脚注についてはそのページにあったほうが分かりやすい。

事務局 | 第2章 I 基本的施策について説明

委員 | 市民への周知が足りない。広報という冊子があるため、活用いただきたい。例えば、12月10日は世界人権デーであるが、その前に特集で人権を掲げ、市民に周知徹底等することが重要ではないか。

委員 | この素案について、市民にどう施策を進めるかという観点と、施策を進める市及び市職員のあり方の観点で別れるかと思われるが、そのような理解でよいか。

事務局 | そのように記載している。

委員 | 8ページの「人権意識を持った職員の育成」とあるが、これは市の職員のことを指しているか。

事務局 | そうである。

委員 | それでは「市の職員」とはっきり書いたほうがよい。また、6ページの現状と課題の最後の段落は、市職員のあるべき姿を記載していると思われるが、「あらゆる職場」となっているため、市及び市職員が人権施策を進める上でのあり方に焦点を絞ったほうがよいと考える。

委員 | 前回もお話しさせていただいたが、学校の人権教育は、いじめ問題も含め日常的に行っている。教員の人材育成についても研修を定例的に行っている。そういう意味で7ページの「学校における人権教育の推進」の記載は、現在人権教育をあまり行っていないように捉えられかねない。

事務局 | 記載内容について修正させていただく。

委員 | 法務局では人権相談の件数は非常に少ないが、最近は相談内容が多岐に渡っており、それぞれの内容で専門機関が充実し、法務局以外の体制がしっかりしてきているとも捉えられる。そうした中で、法務局では相談体制というよりも啓発に重きを置いている。ただ、相談機関の一つとして認知度が低いということは反省させられる点でもある。

事務局	第2章Ⅱ分野別施策 1. 働く人の人権、2. 感染症患者等の人権、3. インターネットによる人権侵害について説明
委員	<p>働く人の人権を新たに設けることに賛成である。また、順番も最初にあるのはよい判断だと思われる。ただ、働く人に国籍は関係ないと考えているが、この現状と課題の記載は、日本人のみを対象としている印象を受ける。前回、外国人労働者のことを話したが、そのことを現状と課題の中に入れ込むことはできないか。土岐市の中の外国人労働者数、技能実習生の人数や受け入れ事業所数など記載することで、問題のアピール度も高くなるのではないか。また、「不安定な雇用形態」や「雇用形態により賃金に差がある」という記載があるが、これも日本人だけの問題ではないため、表現について検討いただきたい。</p> <p>もう一点、土岐市役所は市内でも最大規模の雇用を持つ事業所であると思われるが、役所内には正規雇用と非正規雇用があり、最近では非正規雇用の方が増えてきている。非正規雇用の処遇や雇用条件について、退職する際の手続きや説明はしっかりされているのか。本人の意思に沿わず退職せざるを得なくなったという事例も聞いたことがある。こうした現状に対する市の取り組みについて、現状と課題の中に追加してはどうか。市が模範を示すことで、他の事業所への啓発になるのではないか。また、市役所の非正規雇用について、各課で対応しているとのことであるが、市全体で雇用の条件を調整するようなことはされているか。</p>
事務局	今は制度が変わり、会計年度任用職員という制度になった。今回の広報でも市全体で募集するなど制度的に樹立されており、正規職員と会計年度任用職員という区分で区分されている。
委員	それでも正規職員とは異なるわけであり、市としてここに記載されている問題に取り組んでおり、市内の事業所でも取り組みを進めるための啓発するための記載方法の一つの提案である。
委員	以前、ある企業の方に雇用について伺ったところ、外国人を雇用すると国から助成金が出るということで、外国人を雇用しているという話を聞いた。その時は中国の方が多いいということであったが、最近は中国からフィリピンになり、ベトナム、カンボジアに変わっていったとのことである。
委員	働く人の人権について、昨年6月に国の方針としてハラスメント防止対策が強化され、法律も改正された。特にパワー・ハラスメントについては大企業では防止対策が義務化され、定義も法律上確定されるなど大きな改正があったため、何らかの形で記載するよう検討いただきたい。
事務局	4. 子どもの人権、5. 障がい者の人権、6. 高齢者の人権について説明
委員	<p>子どもの人権のところ、児童虐待の防止について、昔から対応はされているが、結果的にテレビなどで被害が報告されている。これは、家庭の中に入れないとといった確認の限界の問題があるため、権限を強化できるよう制度改正の働きかけをお願いしたい。</p> <p>高齢者の人権のところ、「身体機能の低下に伴う孤立」とあるが、他にも年代は</p>

- 関係なく、核家族が進んでいるということも問題である。今後、団塊世代が高齢者になると、手に負えないような状況になる。そうした意味から、「核家族」という単語を入れ、施策を考えていただきたい。
- 委員 核家族というよりも「高齢者世帯」という気がする。高齢化率は今も 65 歳で計算していると思うが、70 歳定年も予定されている中で、65 歳が高齢者というのもおかしい話である。定義を見直すべきではないか。
- 委員 65 歳以上の一人世帯は自動的に民生委員の見守りの対象となる。何かあったときに問題となるため確認に行かなければならないが、現実には 65 歳の方は働いている現状であり、見守り対象の年齢も見直しが必要であると考えます。
- 委員 高齢者について、退職後にいわゆる閉じこもりになる家庭もある。これを防止するためには、地域にコミュニケーションできる場が必要ではないか。例えば、民家を借りて憩いの場にしたり、地域の空き地などに散歩の時に気軽に休憩できる場所を整備したりすることで、コミュニケーションが取れるようになると思われるため、取り組みの中で検討いただきたい。また、高齢者のみの世帯だけでなく、高齢者と息子の世帯でも、住民票はそのまま息子が転勤していない世帯などもある。施策の中で、高齢者が気軽に相談できる窓口として包括支援センターとあるが、包括支援センターへの相談は大ごとという印象であり、もっと気軽に相談できるような窓口があるとよい。
- 委員 一つ確認したいが、一人暮らしで不安というときに、民生委員に見守りをお願いできるのは何歳からと決まっているか。
- 委員 65 歳以上の一人暮らしであれば対象になる。
- 委員 包括支援センターは市に 4 ヶ所とあるが、宣伝が弱いのではないかと。徹底するのは難しいかもしれないが、宣伝・紹介はもっと行うようにしていただきたい。
- 委員 前回 8050 問題のことを話したが、それを入れるとしたら、この高齢者の分野になるか。閉じこもりや一人世帯の増加など多くの問題があり、問題を増やすのもどうかと思うが、間違いなく新しい質の問題である。内閣府の統計では 100 万人を超えるとされている。都市部で多く、そこまではないかと思われるが、土岐市の人口に当てはめると 500 人を超えることになる。どこかで誰かがこの問題に手を付けない限り進んでいかないので、ここで少しでも問題提起していただきたい。
- 委員 民生委員の範囲は独居であり、子どもが引きこもりであっても同居ということになると対象外になってしまう。先ほどの意見にもあったが、複数の世帯であっても実質的には独居高齢者世帯のことを隠れ高齢者世帯と言うが、その隠れ高齢者世帯についても対策が必要である。
- 委員 今後 10 年で高齢者が倍増する。施策の中で今後のことを考えていく必要がある。
- 委員 この場合は高齢者の政策を進めるのではなく、人権としてどうかということであり、今回の施策の議論とは若干ずれてしまうのではないかと。
- 委員 子どもの児童虐待防止の施策のところ、国の方針として平成 31 年 3 月の閣議決定において児童虐待防止対策の抜本的強化がうたわれている。支援等の充実のほか、関係機関との連携の強化も市町村へ求められているため、「関係機関との連携

委員	強化」といった記載の追加をお願いしたい。 子どもの虐待について、叩いたり蹴ったりというのが虐待というイメージがあるが、子どもの学ぶ権利が大事にされるべきである。外国の家庭だけでなく、日本の家庭でも、多数の兄弟がいる世帯で下の子の面倒を見るために学校に行かせない、洗濯等の家事をしないと学校に行かせてもらえないということが現実的に起きている。大前提として、子どもの人権は守るべきものであるという視点で考えていただきたい。
事務局 委員	7. 女性の人権、8. 災害に起因する人権、9. 犯罪被害者等の人権について説明 女性に関しても、ストーカーで警察に通報したところ、警察が注意をしたために逆恨みで殺されてしまったといった事件が報道されるなど、行政と関係機関の連携を深め、対策を進展させていただきたい。
委員	災害について、最近土岐市でも町内レベルで防災隊があり、その連携も考えていく必要がある。地域の防災隊が活動する際にも人権に配慮することが必要であり、現状と課題のところでは防災隊についての記載があるとよい。
委員長	災害のことで、ストレスやプライバシーのことが記載されているが、東日本大震災からデータを見ていくと、子どもや女性への性被害が見られ、大人が片付けで避難所にいない間に子どもが被害に巻き込まれることもある。子どもの性被害防止等について記載することで、土岐市では避難所でそうした配慮をしているという市民の安心感にもつながるのではないか。 もう一点、ホームレスを避難所から排除するといった事例があり、誰一人取りこぼすことなく避難所で受け入れるという姿勢を、職員等に徹底いただきたい。また、そこまで記載している自治体はないが、そのような記載があることで安心につながると思われるため、通り一遍の記載ではなく、市民の心に響くようなものにしていただきたい。
委員	防災組織は自治会等でもあるが、横の連携ができていない。実際に災害が起きると意識は高まるが、災害が起きないと名ばかりになってしまう。民生委員も避難誘導ということで名簿を預かっているが、一人では限界がある。また、自治会でも仕事のある人ばかりで地域にはいないことが多い。連携というのは難しいが、どうしていくかを考えていかなければならない。
事務局	10. 性的少数者の人権、11. 外国人の人権、12. 刑を終えて出所した人の人権について説明
委員	外国人の人権の施策で「啓発を推進します」と記載があるが、どのように推進するかの記載がないため、例えば「町内会への働きかけをする」など具体的な内容の記載をしたほうがよい。
委員	外国人について、問題は言語（日本語）が分からないということ。外国人だけでまともな行動し、地域や周りとの疎通がない状況である。言葉が分からないため学校に行かないということも事実としてある。窓口があっても言語が通じなければ何

- もならないため、まずは日本語教育が第一歩ではないか。窓口も日本語以外に併記されていたりするが、言語を教えるということを考えていただきたい。
- 委員長 今回の指摘は大事である。学校でも日本語ができず授業についていけないため、そのまま将来的に生活保護を受けざるを得なかったり、仕事に就くことができなかつたり等の問題が何年後かに出てくることを専門家も指摘している。
- 委員 地域の池の鯉を中国人が釣ってしまうため、中国語で「釣り禁止」ということを書いてもらったところ、釣りはされなくなった。やはり言葉の問題というのは大事である。また、釣った鯉を食べてしまうということで、文化の違いも感じた。畑のお裾分けでも、日本人は2~3本持っていかれるところ、中国人は全部持って行ってしまうなど文化の違いも大きい。
- 委員 やはり日本人と習慣が違うため、お互いに理解する必要があるが、譲れないところは教育するというのを、日本語を教える段階で行う必要がある。
- 委員長 はじめから価値観が違うから、と拒絶するのではなく、とりあえず相手のことを考える・理解する「エンパシー」が必要である。
- 委員 ボディトークや中国人であれば漢字の表現などでコミュニケーションを取っていくことも大事なことである。
- 事務局 13. 同和問題、14. その他の人権、第3章について説明
- 委員 その他の人権のホームレスについて、施策がないということではなく、施策を作っていたいただきたい。生活保護や年金などの制度もあり、そういったものを利用し、普通に住んでいただく、あるいは仕事をしていただくような施策を作っていたいただきたい。
- 委員 今回、北海道のアイヌについては記載があるが、北方領土に住んでいた人、国も北方領土返還の取り組みをしているが、もう帰れないという人権もあるので、項目としてあげる必要があるのではないかと。また、北海道のアイヌについては記載があるが、北方領土に住んでいた人、国も北方領土返還の取り組みをしているが、もう帰れないという人権もあるので、項目としてあげる必要があるのではないかと。
- 委員長 今回のコロナ禍で、住み込みの非正規雇用の人は、仕事を失うと住居も失うことになってしまう。また、住宅ローンが滞って家を手放すなど、他人事ではなく明日は我が身で、ホームレスの人がいるということではなく、明日ホームレスになるかもしれないという、労働構造や脆弱な社会の問題がある。それでも、このまちで生きていける、ちゃんと目が届いているという安心感が求められる。
- 委員 素案を全体的に見て、土岐市でどのように施策が進められ、どのように捉え、何が課題かということが記載されている分野があり、それが土岐市の人権施策推進指針ということではないか。逆に記載がない分野は、人ごとのような感じになってしまうため、その辺りの見直しもお願いしたい。
- 委員 「同和人権教育」という言葉があるが、今では人権教育の中に同和問題も含んでいる。学校教育においては、同和問題の事実認識をしっかりさせることが肝要である。「同和問題に係る教育の推進」のほうが表現としては適切であると思われる。
- 委員長 その他の人権について、とりあえず記載するというのではなく、正しく伝えることが必要ではないか。どうしても身近な問題に集中してしまうが、今後新たな人権

問題が生まれてくるというときに、それを捉えていくため、日本全体・世界の中で起こっていることも市民に知っていただき、その感覚を持っていただく必要があるのではないか。具体的な記載はなくてもよいが、広い視点で人権の問題を捉えられるよう工夫をお願いしたい。

最初に意見が出された記載順について、関心が高い順というのはいかがか。全体を読んでみて、特に問題がなければこのままでいいかと思われる。また、違和感があるということであれば、意見をお願いしたい。

委員 10年という長いインターバルであり、新型コロナが10年続くとともに思われないため、感染症を最初のほうに記載すると、この冊子自体が古く感じてしまわないか。個人的には重要性の高いものから並べるのが基本であると考えている。

事務局 重要性というのには人によって異なる。何を一番にすればよいか。

委員 それはやはり法務省の冊子の順番ではないか。多くの自治体がこの順番としているのは事実である。働く人の人権はその中にないため、それは一番でもよいが、少なくとも感染症はもっと後ろのほうがよいと考える。一番大事なのは、避けて通れない問題である子ども、女性、高齢者ではないか。それよりも感染症を前にするというのはいかがか。関心度では、今は関心があるが、しばらくすると関心がなくなるということもある。10年のガイドラインということであれば、やはり重要性の高いものからがよいと考える。

委員 難しい問題である。感染症については「新型コロナ」と記載があるため、今のトピックとなるが、HIVやハンセン病の問題は、世代を超え本当に深刻な問題である。ハンセン病患者のお子さんの家族が差別されるという新聞記事を見て驚いた。ハンセン病患者の人たちは施設に入り、亡くなっても遺骨がもらってもらえず、施設内のお墓に納められて終わってしまう。大きな人権問題である。また、感染症は今後も出てくるということも言われており、トピックではなく感染症という括りで、市民も関心が高いということ、また、途中でも見直しをされるということであり、この順番で問題ないと考えている。

最後に、推進体制のところでは人権施策推進担当課とあるが、市役所内では分かっても市民はどこが担当しているか分からないため、担当課にはまちづくり推進課と明記すべき。

委員 32ページの相談機関に高齢者に関する窓口・相談箇所がない。本文中には包括支援センターなど記載があるため、こちらへの記載もお願いしたい。

委員長 その部分は再度見直ししていただき、もれのないようにお願いしたい。

事務局 記載順についての結論はどのようなか。

委員長 これまでの意見を踏まえ、市で判断していただきたい。それぞれ意見があり、多数決というわけにもいかない。市民の方に伝わるような構成を考えていただきたい。

## 議題2 その他

事務局 本日は多数の意見をいただき感謝する。指摘事項については修正を行い、記載順も十分な検討を行い、市の方針として示させていただく。その後、2月の中旬から下

旬に、インターネットの掲載と市役所等の窓口での閲覧によるパブリックコメントとして市民から意見を募集する手続きを行う。委員の皆さんにおかれては、新型コロナウイルスの影響もあるため、お集まりいただくのは今回までとし、指摘や意見等があれば、随時電話やメール等で連絡をお願いしたい。パブリックコメントを踏まえた素案を最終的に庁内に報告し、正式決定とする。

委員 パブリックコメントについてはあまり意見が出ないようであるが、手法についてはやむを得ないところか。

委員 先ほども指摘のあった相談機関について、法務省の冊子にはインターネット人権相談窓口が案内してあるため、これも記載しておくべき。

委員長 その他はよろしいか。またお気づきの点があれば事務局に伝えていただき、より良いものを作成していただきたい。委員の皆さんは非常に熱心で、いろいろな会議に出席しているが、これほど意見が出されるのは初めてである。土岐市には熱心な方が多いと感じた。

委員 他の自治体ではもっと多くの会議を行っているところもあり、女性問題や子どもの問題など重要な案件について別途専門委員会を設け、その後に集約する手法の自治体もある。人権は重要な問題であるため、将来的にはそういったことも考えていただきたい。

事務局 貴重な意見に感謝する。委員の皆さんの意見を参考に、より良いものに仕上げたい。以上で本日の人権施策推進指針策定委員会を閉会する。

閉会